

提出期限は1月30日です

平成21年度 償却資産(固定資産税) 申告

工場、商店、農業を営んでいる、駐車場やアパートを貸しているなど、事業を行っている方で、償却資産をお持ちの方は、地方税法第383条の規定により毎年1月1日現在に所有している償却資産について、その所在地の市町村長に申告する必要があります。

申告が必要な償却資産

固定資産税という償却資産とは、土地及び家屋以外の事業に使用することができる資産で、次の6種類に分かれています。

① 構築物	舗装路面・塔 など
② 機械および装置	工作機械・製造加工機械・建設機械・動力配線設備、ポンプ など
③ 船舶	ボート、ヨット など
④ 航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー など
⑤ 車両および運搬具	貨車・客車・トラック など
⑥ 工具・器具・備品	測定工具・医療用器具、机・いす・ロッカー など

平成21年度分は 税制改正による変更点があります

① 申告書様式が変更

償却資産の価格の決定は、固定資産評価基準により算定した評価額と理論帳簿価額を比較し、いずれが高い方を決定額としていますが、理論帳簿価額算定の根拠である地方税法第414号が削除されたため、地方税法で規定している償却資産申告書の様式が変更になりました。

御代田町においても、平成21年度以降の償却資産申告書については、改正後の地方税法施行規則様式に準じた様式で行います。

② 一部の償却資産について耐用年数が変更になります。

平成20年度税制改正において、減価償却資産の資産区分の見直しがされました。

特に機械及び装置については資産区分を390区分から55区分へ見直す全面改正が行われました。

償却資産の課税においても、固定資産評価基準により、平成21年度分の申告から改正後の耐用年数を適用します。

平成19年以前に取得した資産の平成21年度評価額の計算は、平成20年度の評価額に、改正後の耐用年数に応じた減価残存率を乗じて算出することになります。資産の取得当初にさかのぼって再計算するものではありませんのでご注意ください。

原則として
申告の対象にならないもの

○耐用年数が1年未満の資産

○取得金額が10万円未満で、法人税・所得税の申告上、一時損金または必要経費に算入される資産

○取得金額が20万円未満で、法人税・所得税の申告上、一括し三年間で償却される資産

○自動車税や軽自動車税の課税対象となる自動車・軽自動車・ナンバーのあるトラックなどは、償却資産の範囲から除かれます。

申告の方法

○前年度申告をされた方
町から12月中旬頃に申告書を送付しますので、平成20年1月から同年12月末日までに増加・減少した資産、または修正を必要とする資産の申告をしてください。

○今年度新規に申告される方
今月初めて申告される人は、申告書が税務課資産税係にありますが、ご連絡いただければお送りいたします。全資産を種類別明細書に記入して申告してください。なお、事業を行っていても申告する資産が全くない場合には、申告書の備考欄に「該当資産なし」と、明記して申告してください。

○電算処理で申告される方
事業所独自のコンピュータで申告書を作成される場合は、平成21年1月1日現在の全資産を申告してください。

申告書の提出期限

申告期限は、地方税法第383条で1月31日と定められています。申告書がお手元に届きましたら、必要事項を記入の上、お早めに税務課へ提出してください。

不明な点は税務課資産税係までお問い合わせください。

問い合わせ先 税務課資産税係(内線42・43・49)

今年も降雪の季節を迎えます

除雪作業にご理解とご協力を

大雪は予期せぬ自然災害で、道路交通だけでなく、生活にまで影響することがあります。町では除雪・融雪計画を策定し、町内の建設業者7社(融雪剤散布は別に2社)に委託をし、幹線道路、補助幹線道路を重点に機械による除雪作業を行うこととしています。

皆さんの協力が頼りです！

○地域内の生活道路、歩道(特に通学路)などは、地域の皆さんで雪かきをしてください。

○敷地内の雪を道路に出さないでください。道路に出すと、思わぬ事故の原因となります。

○除雪した雪を河川や用水に入ると、下流では水が氾濫し、とても危険な状態になります。絶対に行わないでください。

町が行う除雪の目安

町が行う除雪は、早朝から始めて、皆さんの通勤、通学時には終了するよう懸命に努めています。しかし、降雪の

量や時間帯によって作業の進み具合が大幅に変わり、すべての皆さんが満足するような対応ができない場合もあります。

○第1次出動
10cmの積雪が目安(主に主要幹線道路と補助幹線道路)
○第2次出動
30cmの積雪が目安(1次出動路線と各地域主要生活道路)

降雪・除雪時のお願い

○路上駐車や私有物を放置しないでください。妨げになつて迅速な除雪ができません。

○除雪車通過後に家の出入口に寄せられた雪の除去は、各家庭でお願いします。特に、高齢者世帯などについて

ては、地域の皆さんのご協力をお願いします。

○狭い路地や日影など、融けにくい箇所は、各区長に融雪剤をお渡ししますので、皆さんで散布してください。

PTAのみなさんは、自宅周辺の他に、お子さんが通われる通学路の雪かきをしています。とてもたいへんな作業なので、皆さんもご協力ください。

厳しい冬をお互い気持ちよく過ごすため、地域一体となつた対策にご理解、ご協力をお願いします。

問い合わせ先

建設課建設係

(32)3111(内線33・38)

県道についてのお問い合わせ

佐久建設事務所維持係

0267(63)3137

水道管の凍結にご注意！

凍結させないために

凍結防止帯は、水道管の地上に出ている部分や浅い地中の部分に巻いて、通電することで管を温めて、凍結を防止するものです。気温が氷点下になる時季になったら早めに電源を入れましょう。なお、凍結防止帯にも耐用年数があります。定期的に点検をして、凍結防止対策をしましょう。

不凍栓の使用について

不凍栓を閉めることにより、水道管内の水を抜くことができます。必す蛇口を全開にしてから不凍栓を完全に閉めてください。完全に閉めないで水が地下へ流れ出て、水道料金が高額になつてしまうことがあります。

水道管が凍結してしまったら

凍結部分にタオルや布をかぶせ、その上からぬるま湯をゆっくりかけてください。(熱湯をかけたり、直火を当てたりしますと水道管が破裂するおそれがあります)

それでも出ない場合は施工業者又は町指定給水装置工事業者ににご相談ください。

水道管が破裂してしまったら不凍栓等で水を止め、施工業者または町指定工事業者に修理を依頼してください。

長期不在にするときは

長期間使用しないときは、必ず不凍栓を完全に閉めてから外出してください。

また、「閉栓」手続をしていただければ、閉栓期間中の料金は発生しません。閉栓をご希望の場合はご連絡ください。手数料は1,300円です。

水道メーターボックス周囲の除雪もお願いします

積雪でメーターボックスの位置が分からなくなり、検針が出来ないことがあります。除雪のご協力をお願いします。

また、メーターボックスの上に物を置いたり、近くに犬をつないだりすることはやめてください。確実な検針のためにご協力をお願いします。

問い合わせ先

役場建設課 上下水道管理係

(32)3111(内線15・37)

佐久水道企業団

0267(62)1200